

最近の土壌環境行政について

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

<目 次>

- I . 土壤汚染対策に関する今後のスケジュール
- II . 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

I .土壤汚染対策に関する 今後のスケジュール

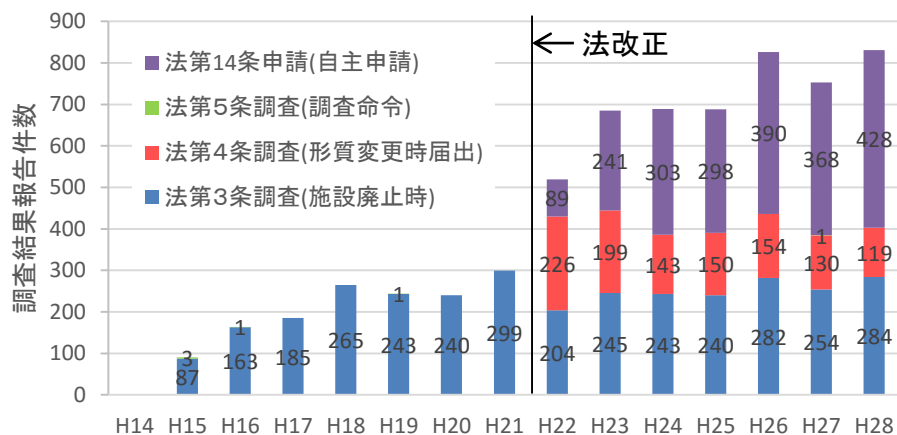
土壤汚染対策に関する今後のスケジュール(案)

時期	政令	省令	環境基準告示(平成3年環告46号)
平成30年4月1日	法律及び政省令(第一段階施行分)の施行		
平成30年4月3日	「今後の土壤汚染対策の在り方について」(第2次答申)		
平成30年夏頃	<p>↑ 政令案(第二段階施行分及び土壤環境基準の見直し関係)のパブリックコメントを実施</p> <p>↓</p> <p>土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令等の公布</p>	<p>↑ 省令案(第二段階施行分及び土壤環境基準の見直し関係)のパブリックコメントを実施</p> <p>↓</p> <p>告示の公布</p>	<p>↑ 環境基準告示案のパブリックコメントを実施</p> <p>↓</p>
平成30年9月頃		<p>土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布</p>	
平成31年冬頃	自治体・事業者等の関係者に対する周知(約半年間)、説明会の開催		
平成31年春頃	法律、政省令(第二段階施行分・土壤環境基準の見直し関係)及び環境基準告示の施行		

Ⅱ. 土壤汚染対策法の施行状況及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する 調査結果

1. 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査

- 21年改正（平成22年度施行）以降、年間の調査結果報告件数が増加。
平成28年度：831件、累計：6,480件
（21年改正により、形質変更届出と自主調査申請が追加されたため）
- 有害物質使用特定施設廃止件数のうち、約2割で調査。
- 形質変更届出件数のうち、約1～2%に調査命令。
- 自主調査による申請件数の全体に占める割合は約5割。



		H28	累計※
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	1,204	14,028
	調査結果報告件数	284	3,234
	一時的免除件数	650	9,902
法第4条	形質変更届出件数	10,946	73,335
	調査命令件数	118	1,118
	調査結果報告件数	119	1,121
法第5条	調査命令発出件数	0	7
	同上の調査結果報告件数	0	6
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	428	2,117
処理業省令第13条	調査結果報告件数	0	2
調査結果報告件数合計		831	6,480

※ 累計は旧法による調査結果も含む

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
法第3条		87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284
法第4条									226	199	143	150	154	130	119
法第5条		3	1			1								1	
法第14条									89	241	303	298	390	368	428
合計	0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	689	688	826	753	831

2. 要措置区域等の指定・解除の推移

- 要措置区域等指定件数については **H21法改正後、増加**。

- 平成22年度以降、要措置区域等の指定件数累計は3,210件。

要措置区域：約2割

形質変更時要届出区域：約8割

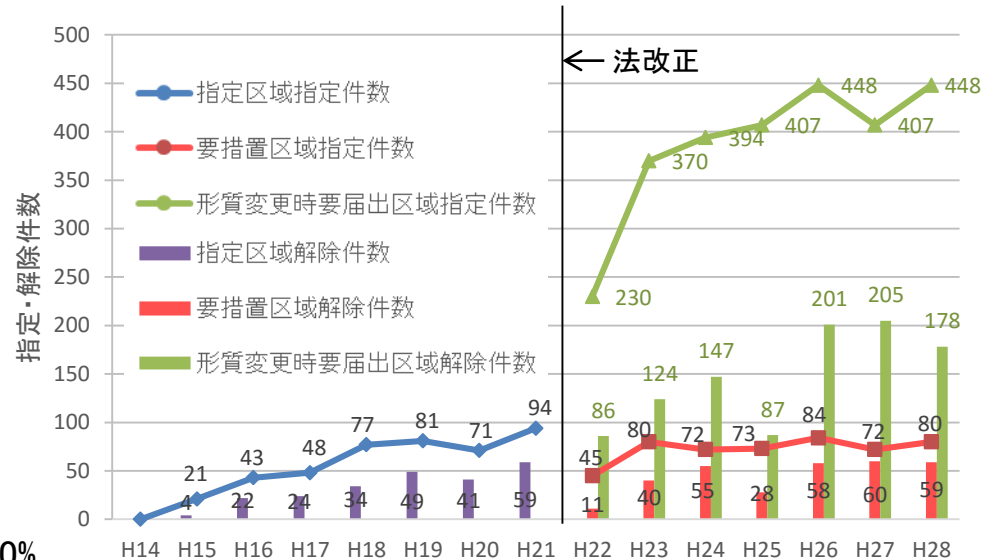
- 区域指定されたのち、汚染の除去等の措置を行い、**解除された区域の割合は、H21法改正後、減少**。

<H21法改正前> <H21法改正後>

指定区域 53.6% 要措置区域 61.5%

形質変更時要届出区域 38.0%

全体 41.7%



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計	解除/指定割合	
指定区域	指定	0	21	43	48	77	81	71	94							435	53.6%	
	解除	0	4	22	24	34	49	41	59							233		
要措置区域	指定									45	80	72	73	84	72	80	506	61.5%
	解除									11	40	55	28	58	60	59	311	
	指定変更※										5	3	2	1	3	2	16	
形質変更時 要届出区域	指定									230	370	394	407	448	407	448	2,704	38.0%
	解除									86	124	147	87	201	205	178	1,028	
	指定変更※										0	2	1	0	0	0	3	
指定合計	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	3,645	43.1%	
解除合計	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	1,572		

※要措置区域の指定変更は要措置区域から形質変更時要届出区域に変更した件数、形質変更時要届出区域の指定変更はその逆を示す

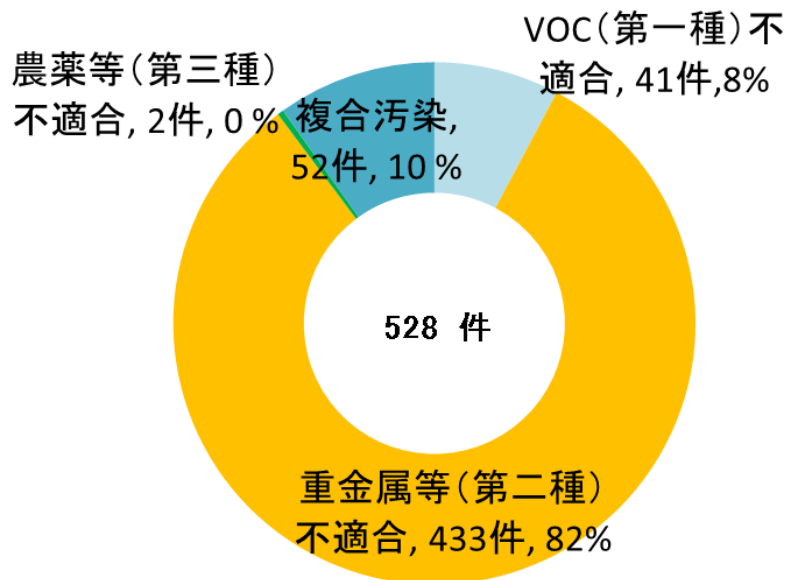
3. 区域指定に係る特定有害物質・区域における対策

- 平成28年度の区域指定は、**重金属等**による汚染が最も多く、**約8割**。
- 複合汚染による汚染は約1割。

要措置区域等で対策が行われた場合に、掘削除去が行われた割合はやや減少。

85.5%※(H18) ⇒ 77.6%(H22~H28)

実施対策		指定区域等	要措置区域対策実施件数	形質変更時要届出区域対策実施件数	平成22~28年度累計	
直接採取によるリスク	舗装		13	116	129	
	立ち入り禁止		20	55	75	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	5	33	38	
		区域内土壌入換え	3	10	13	
	盛土		4	54	58	
地下水等の採取によるリスク	地下水の水質の測定		181	219	400	
	原位置封じ込め		7	7	14	
	遮水工封じ込め		4	6	10	
	地下水汚染の拡大の防止		18	17	35	
	遮断工封じ込め		0	1	1	
	不溶化	原位置不溶化		6	3	9
		不溶化埋戻し		7	15	22
土壌汚染の除去	掘削除去		467(73.1%)	1,858(78.8%)	2,325(77.6%)	
	原位置浄化		110	85	195	
その他			7	115	122	
回答事例数			639	2,357	2,996	



※ 平成29年12月12日の中央環境審議会土壌農薬部会までは87.6%と記載

4. 搬出時の汚染土壌の処理

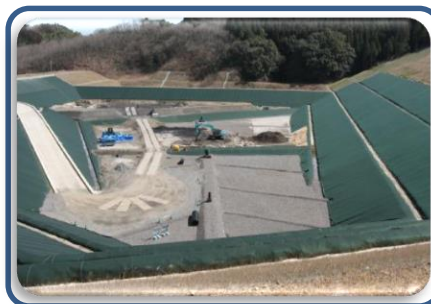
- 要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合は、許可を受けた施設での処理が必要（平成30年4月末時点で112事業場）。
- 平成28年には、法対象の汚染土壌164万tが処理施設において処理された。（法対象外の土壌の一次処理量は286万t。法対象の汚染土壌とあわせると450万t）。



浄化等処理施設(60施設)



セメント製造施設(21施設)

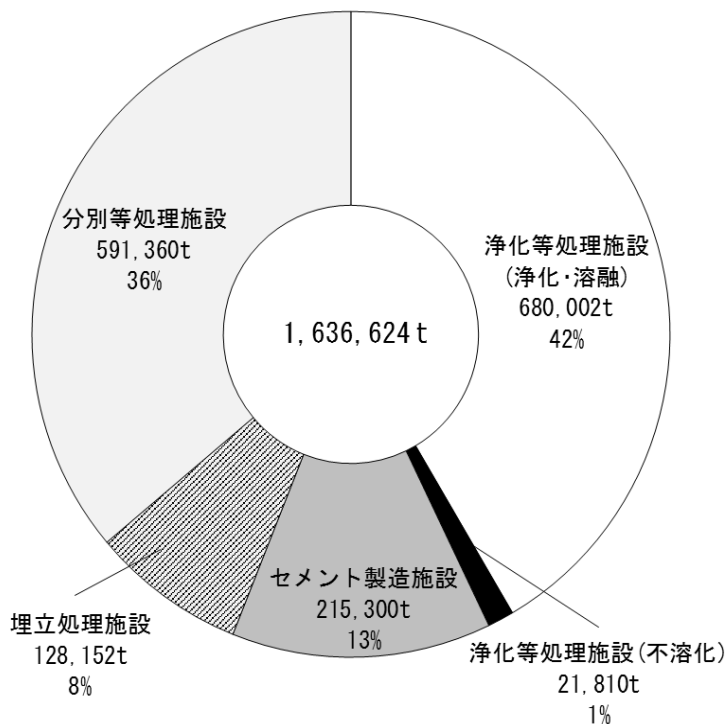


埋立処理施設(37施設)

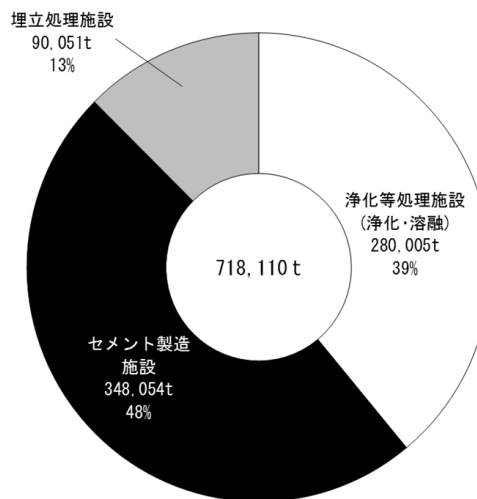


分別等処理施設(46施設)

注 1つの事業所が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。



平成28年度 法対象の汚染土壌の一次処理



平成28年度 再処理

※ 一次処理を行った汚染土壌のうち、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、許可申請書に記載した別の汚染土壌処理で再処理を行わなければならない。

5. 指定調査機関及び技術管理者の推移

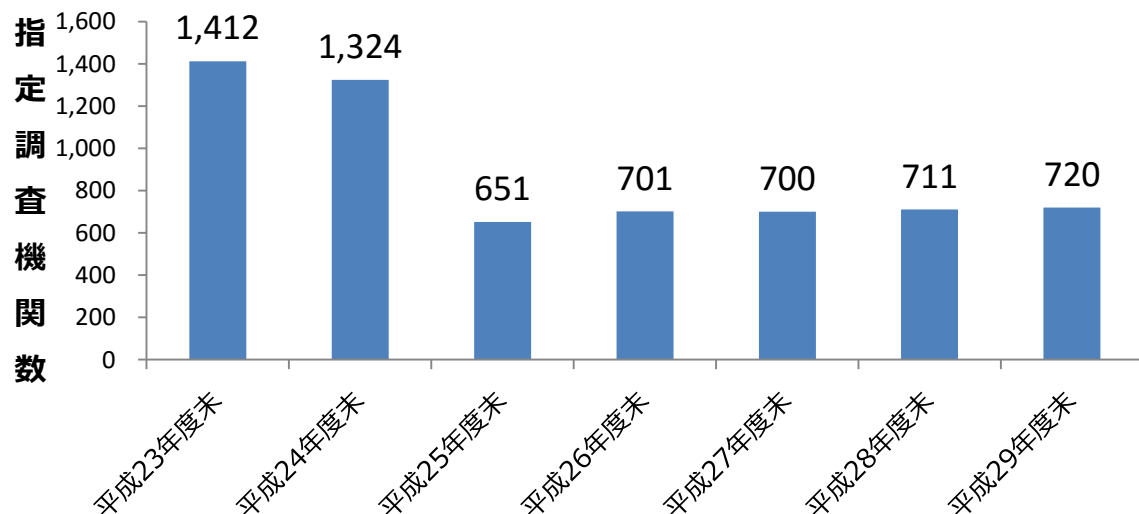
土壌汚染状況調査等を行う者として、一定の技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定。

法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている。

【指定調査機関】

- 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
- 指定調査機関の指定の基準の厳格化（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務

H21 改正法施行以降の指定調査機関数の推移



技術管理者試験状況

実施年度	合格者数	合格率
平成22年度	1,055	19.0%
平成23年度	381	10.8%
平成24年度	311	10.2%
平成25年度	324	15.9%
平成26年度	105	7.8%
平成27年度	181	13.7%
平成28年度	125	10.5%
平成29年度	205	19.2%
合計	2,687	